

2019年4月5日

SAAJ NEWS RELEASE

「時価の算定に関する会計基準(案)」等について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(会長：新芝 宏之 岡三証券グループ 代表取締役社長)は、2019年1月18日に企業会計基準委員会(以下 ASBJ)が公表した企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準(案)」等に対して、4月5日に意見書を提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させるため、IFRS 第13号の定めを基本的に全て取り入れ、我が国における他の関連法規との関係などにも配慮して、「公正価値」ではなく「時価」という用語を使う ASBJ の基本方針に同意する。また、IFRS 第13号における「公正価値」の定義と整合的な、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の出口価格を「時価」と定義する提案にも同意する。
- ✓ 市場価格のない株式等の貸借対照表価額について、従来の考え方を踏襲し、時価ではなく引き続き取得原価を使う提案に同意する。ただし、現行の「金融商品会計実務指針」の第92項により、市場性のない株式等を減損処理して、実質価額で貸借対照表上に計上する場合は、「時価基準」に基づくレベル別の開示を義務付けるべきという意見があった。将来、「金融商品会計基準」を改正する際に、現状では解釈に幅があると思われる実質価額の定義と併せて検討していただきたい。
- ✓ 一方、「金融商品会計基準」の改正に伴って、市場価格のない株式等を時価評価するという方向で「時価基準」が再改正されると、関係者の混乱を招くことを強く懸念する意見もあった。無用な「時価基準」の再改正がない様に、「金融商品会計基準」の改正議論を進めていただきたい。
- ✓ リスクの高い財務情報の適切かつ詳細な開示は、財務諸表の利用者や投資家の保護に欠かせないであろう。従って、「レベル3の時価の期首残高から期末残高への調整表」に関する純額表示の容認規定がデファクトスタンダード化して、「調整表」の有用性を損なわないために、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」の5-2項(4)②ウの(ただし、これらの額の純額を示すこともできる。)という文言の削除を提案する。

【添付資料】「時価の算定に関する会計基準(案)」等について

本件に関するお問い合わせは下記まで

SAAJ 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：理事・教育第1企画部長 かいます 貝増 眞